

懲戒処分の公表

令和7年9月2日

豊橋市教育委員会

下記のとおり懲戒処分を行ったので、「豊橋市職員の懲戒処分の公表基準」に基づき公表します。

所属の部局	教育部
職種又は職務の級	調理員
年齢	30歳代
性別	男性
処分内容	戒告
処分理由（事案概要）	
（概要） 令和5年4月から令和6年3月までの間に計20～30回、無許可で移動販売（キッチンカー）での調理・販売の手伝いを行い、計20～30万円の収入を得た。	
（処分理由） 地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」及び第38条営利企業等従事制限違反。 地方公務員法第29条第1項第1号「法律に違反した場合」及び第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当。	
処分年月日	令和7年9月2日